

第四 事務処理要領編

一 運輸省組織令の一部改正

軽自動車検査協会に関する事務は、自動車局整備部車両課において行なつ」ととする。(第〇〇条関係)

二 国家公務員等退職手当法施行令の一部改正

退職して軽自動車検査協会の職員となり、再び復帰して国家公務員となつた者が退職する場合の退職手当の算定の特例を定める」ととする。(第〇〇条関係)

三 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

退職して軽自動車検査協会の職員となる国家公務員に対する当該退職に係る長期給付について特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第九十二号)の施行期日を昭和四十七年七月一日とする」と。

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参考条文

○郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年六月一十三日法律第九十二号)

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

地方郵政監察局は東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置き、地方郵政局は東京都に一局を、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、

広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置く。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 事務次官等会議に提出する法律案及び政令案に添付する新旧対照の記載方法について

(原文横書き)

内閣閣第二五九号
昭和四七年一月七日
内閣官房内閣参考事官室
首席内閣参考官

標記については、従来各省庁」といに、上欄、下欄が逆の場合など記載方法がまちまちであるため、これを別紙例のとおり統一いたしたいので、協力方お取り計らい願います。

(別紙)

例(1) ○〇〇〇法(政令)案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
(上欄は改正条文)			(下欄は現行条文)	

例(2) 簡単な改正の場合などで、新旧対照を上欄・下欄に分けずに改正点のみを表示するものもあるが、これについては従来どおり左記方法とする。

(旧)

(新)

(左側が現行条文)

ノ 法律の施行期日を定める政令案に対する参考資料の添付について

(原文横書き)

今後、法律の施行期日を定める政令案を事務次官等会議及び閣議に付議する場合には、当該法律の要綱を添付するようお取り計らい願います。

当局から内閣官房に回付する標記書類の処理について、昭和四十九年一月一日以後最初の閣議に提案する

記

一 作成を廃止することとするもの

- 1 法律案閣議決定関係書類のうち国会提出文に係るいわゆる青紙
2 政令案閣議決定関係書類のうち公布文に係る部分
3 約承認案件閣議決定書類のうち国会提出文に係るいわゆる青紙
一 处理方法を変更することとするもの

1
政令案閣議決定書類において公有文書記載しないこととするに付（表一三）
る青紙の書式の一部を次のように改める。

を審査したが、右は請議のように閣議決定されて
よいと認める。

提案
政
令
案

2 政令案及び条約公布案件に係る署名大臣の指定については、附せんにより処理することを改め、法律

案の場合と同様、いわゆる署名用紙（赤わくのもの）を用いることとする。

同用紙の書式を次のように改める